

(2) 経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
府民文化部 府政情報室 情報公開課	<p>大阪府文書等集配業務委託に関し、以下のとおり不備があった。</p> <p>1 契約書第23条及び第24条では、月次業務報告書（業務履行報告書）を受領し検査を完了した後、請求書入手し支払手続を行わなければならないことになっているが、平成26年9月分の支払5,091,291円については、検査年月日が月次業務報告書の日付よりも前になっていた。</p> <p>2 また、請求書に不備があったとして、再提出させた請求書には、請求日の記載がなく出力日時が記載されていたが、支出命令の決裁・施行後の日付になっていた。</p> <table border="1" data-bbox="528 871 1525 1192"> <tr> <td>契約期間</td> <td>平成23年10月1日～平成26年9月30日</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>178,194,983円</td> </tr> <tr> <td>9月分 月次業務報告書日付</td> <td>平成26年10月1日</td> </tr> <tr> <td>9月分 検査年月日</td> <td>平成26年9月30日</td> </tr> <tr> <td>9月分 請求書出力日付</td> <td>平成26年10月14日</td> </tr> <tr> <td>9月分 支出命令起案日</td> <td>平成26年10月8日</td> </tr> <tr> <td>9月分 支出命令決裁日</td> <td>平成26年10月9日</td> </tr> <tr> <td>9月分 支出命令施行日</td> <td>平成26年10月9日</td> </tr> </table>	契約期間	平成23年10月1日～平成26年9月30日	契約金額	178,194,983円	9月分 月次業務報告書日付	平成26年10月1日	9月分 検査年月日	平成26年9月30日	9月分 請求書出力日付	平成26年10月14日	9月分 支出命令起案日	平成26年10月8日	9月分 支出命令決裁日	平成26年10月9日	9月分 支出命令施行日	平成26年10月9日	<p>今後は、契約書を十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府文書等集配業務 契約書】（抜粋） （検査） 第23条 発注者は、前条第2項の月次業務報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。（略） （契約代金の支払） 第24条 受注者は、前条の検査に合格したときは、適法な手続きに従って、発注者に契約代金の支払を請求することができる。 2 発注者は、前項の規定による受注者からの請求を受領した日から30日以内に契約代金を受注者に支払わなければならない。（略）</p> <p>【見積書、納品書及び請求書などの日付記載について（通知）】 （平成22年3月26日 会第3415号） 業者等から提出される納品書及び完了届については納品日又は完了日、見積書及び請求書については発行年月日が記載されているものを提出するよう依頼し、日付の記載を確認の上受領すること。</p> </div>	<p>監査の指摘を受け、再発防止のため、平成27年10月29日開催の室内会議において、担当者及び決裁関与者が委託業務契約の内容を十分に理解するとともに適切な経費支出手続を行うよう改めて周知を行った。</p> <p>今後とも、室内会議等を利用して、財務会計事務の適正な処理について周知徹底していく。</p>
契約期間	平成23年10月1日～平成26年9月30日																		
契約金額	178,194,983円																		
9月分 月次業務報告書日付	平成26年10月1日																		
9月分 検査年月日	平成26年9月30日																		
9月分 請求書出力日付	平成26年10月14日																		
9月分 支出命令起案日	平成26年10月8日																		
9月分 支出命令決裁日	平成26年10月9日																		
9月分 支出命令施行日	平成26年10月9日																		

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年6月18日から同年7月9日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
健康医療部 食の安全推進課	<p>羽曳野食肉衛生検査所を運営するため、羽曳野市から羽曳野市立南食ミートセンター内管理棟施設及び駐車場の行政財産使用許可を受け、当該使用料を地方自治法施行令第163条、大阪府財務規則第46条及び地方自治法施行令附則第7条を根拠として前金払で支払っている。例外的な支出の方法を採るときはその理由書の添付が必要であるとされているが、経費支出伺に前金払理由書が添付されていなかった。</p> <p>1 羽曳野市立南食ミートセンター内管理棟施設及び駐車場の使用に係る経費</p> <p>(1) 使用期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日</p> <p>(2) 支払請求日：平成26年4月9日</p> <p>(3) 支払日：平成26年5月2日</p> <p>(4) 支出額：964,288円（年額）</p>	<p>今後は支出事務のルールを十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【支出事務のポイント】 支出事務の概要 4. 支出の方法 (2) 例外的な支出の方法 [3] 前金払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額の確定した債務について、支払うべき事実の確定または時期の到来以前に、その債務金額を支払うこと ・前金払できる経費⇒地方自治法施行令第163条、財務規則第46条及び地方自治法施行令附則第7条に規定 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p>※ 契約において契約代金を概算払又は前金払で支払うには、あらかじめ、これを定めておかなければなりません。</p> <p>※ 概算払理由書又は前金払理由書の添付が必要です。</p> </div> </div>	<p>平成27年6月に、課内職員に対して支出事務に係るルールの周知徹底を図った。</p> <p>今後は、支出事務の適正な事務執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
健康医療部 食の安全推進課	<p>委託業務契約において、比較見積を省略する場合には、伺書に省略の理由を明記する等を行わなければならないが、府が作成すべき理由書について契約相手方が作成したものを添付していた。</p> <p>1 放射性セシウム測定装置FD-08Cs100の保守点検(両食検計2台)(1回目) (1) 契約期間:平成26年4月7日から同年5月30日 (2) 支出額:356,400円</p> <p>2 放射性セシウム測定装置FD-08Cs100の保守点検(両食検計2台)(2回目) (1) 契約期間:平成26年9月30日から同年12月24日 (2) 支出額:356,400円</p>	<p>今後は契約事務のルールを十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【会計事務の手引】 第5章 契約 第4節 契約締結の方法 4 随意契約 (4) 比較見積等 ウ 比較見積を省略できる場合 次に掲げるものについては、契約の相手方から徴取した見積書と予定価格とを対査して、当該価格が適正と認められる場合には、比較見積書の徴取を省略することができます。(財務規則の運用第62条関係第2項) ただし、比較見積を省略する場合には、伺書に省略の理由を明記する等、後で説明責任を果たせるようにしておきましょう。</p>	<p>平成27年6月に、課内職員に対して契約事務に係るルールの周知徹底を図った。 今後は、契約事務の適正な事務執行に努める。</p>

監査(検査)実施年月日(事務局:平成27年6月8日から同月17日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>健康医療部 食の安全推進課</p>	<p>資金前渡の支出に係る精算は、大阪府財務規則第44条の規定より、随時の費用に係るものについては資金交付の目的が完了した日から起算して10日を経過した日までに精算しなければならないが、精算が遅れていた。</p> <p>1 全国食肉衛生検査所協議会病理部会 第68回病理研修会に係る資料代</p> <p>(1) 資金前渡日：平成26年5月12日 (2) 支払日：平成26年5月15日（研修開催日） (3) 精算日：平成26年6月3日 (4) 支出額：4,000円</p>	<p>今後は資金前渡に係る精算事務のルールを十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (前渡資金の精算)</p> <p>第44条 資金前渡職員は、精算書（様式第31号）を作成し、常時の費用に係るものについては毎月分のものを翌月10日までに、随時の費用に係るものについては資金交付の目的が完了した日から起算して10日を経過した日までに、証拠書類を添えて支出命令者に提出しなければならない。ただし、これにより難いときは、別に定めるところにより精算するものとする。</p> </div>	<p>平成27年6月に、課及び出先機関に対して精算事務に係るルールの周知徹底を図った。</p> <p>今後は、資金前渡に係る精算事務の適正な事務執行に努める。</p>

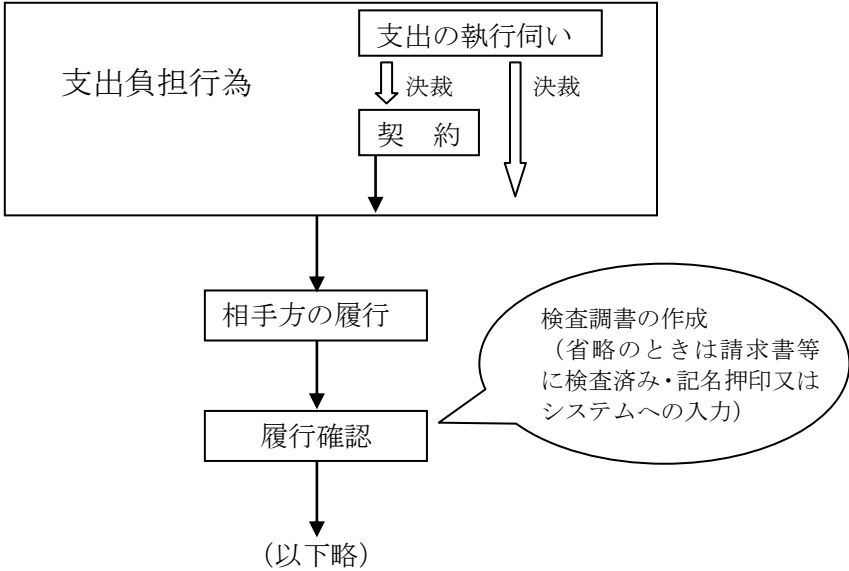
監査（検査）実施年月日（事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
商工労働部 成長産業振興室 立地・成長支援課 ライフサイエンス産業課	<p>小口支払基金の管理に関する規則第8条の規定により、年度末に精算を行わなければならないが、年度末に精算が行われていなかった。</p> <p>(経費支出の内容)</p> <p>1 目的 「大阪医工プロジェクト市場性評価等会議」に係るお茶代</p> <p>2 支払日 平成27年3月19日(協議会の当日)</p> <p>3 精算日 平成27年6月16日</p> <p>4 支出額 774円</p>	<p>小口支払基金の事務のルール等について、周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【小口支払基金の管理に関する規則】 (資金の精算等) 第8条 資金前渡職員は、年度末に精算を行わなければならない。</p> </div>	<p>室の職員に小口支払基金の事務について改めて制度周知をするとともに注意喚起を行った。</p> <p>今後は再発防止のため、年度末及び出納整理期間中に改めて室内に注意喚起を行うとともに、通帳確認の実施等について徹底する。</p>

監査(検査)実施年月日(委員:一年 一月 一日、事務局:平成27年6月15日から同年7月31日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																		
住宅まちづくり部 都市居住課	<p>緊急雇用創出基金事業（起業支援型地域雇用創造事業）として実施された大阪あんしん賃貸支援事業利用促進事業で、受注者から提出された作業員の業務日誌上、下記の通り受注者が労働基準法に定められた休憩時間を取得させていない日があった。</p> <p>府が支出した当該事業に係る委託料に含まれる一部の人件費は、作業員の労働時間に単価を乗じて計算されている。業務日誌に記載された労働時間に基づき賃金を算定すると、作業員が労働基準法に定められた最低休憩時間を取得した場合と比較して3,600円過大となるが、府は労働実態を十分に確認せずに支払を行っていた。</p> <p>契約期間：平成25年12月1日から平成27年2月28日まで（延労働日数1,027日）</p> <table border="1" data-bbox="492 848 1599 1472"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内容</th> <th rowspan="2">労働時間</th> <th colspan="2">休憩時間</th> <th rowspan="2">過大労働時間</th> <th rowspan="2">過大労働時間分の賃金</th> </tr> <tr> <th>法定</th> <th>実際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年2月22日 作業員A(時給1,200円)</td> <td>6.5時間</td> <td>45分以上</td> <td>30分</td> <td>15分</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>平成26年2月22日 作業員B(時給1,200円)</td> <td>6.5時間</td> <td>45分以上</td> <td>30分</td> <td>15分</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>平成26年3月6日 作業員C(時給1,200円)</td> <td>6.5時間</td> <td>45分以上</td> <td>0分</td> <td>45分</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>平成26年3月20日 作業員C(時給1,200円)</td> <td>6.5時間</td> <td>45分以上</td> <td>0分</td> <td>45分</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月4日 作業員D(時給900円)</td> <td>8.0時間</td> <td>45分以上</td> <td>30分</td> <td>15分</td> <td>225円</td> </tr> <tr> <td>平成26年11月7日 作業員E(時給1,300円)</td> <td>7.0時間</td> <td>45分以上</td> <td>0分</td> <td>45分</td> <td>975円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>270分以上</td> <td>90分</td> <td>180分</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table>	内容	労働時間	休憩時間		過大労働時間	過大労働時間分の賃金	法定	実際	平成26年2月22日 作業員A(時給1,200円)	6.5時間	45分以上	30分	15分	300円	平成26年2月22日 作業員B(時給1,200円)	6.5時間	45分以上	30分	15分	300円	平成26年3月6日 作業員C(時給1,200円)	6.5時間	45分以上	0分	45分	900円	平成26年3月20日 作業員C(時給1,200円)	6.5時間	45分以上	0分	45分	900円	平成26年4月4日 作業員D(時給900円)	8.0時間	45分以上	30分	15分	225円	平成26年11月7日 作業員E(時給1,300円)	7.0時間	45分以上	0分	45分	975円	合計		270分以上	90分	180分	3,600円	<p>法令・契約書を遵守し、適正な労務管理を行うよう受注者に求めるとともに、作業員の労働実態を確認の上、経費支出を行うことが必要である。実態を十分調査・確認の上、必要に応じて是正措置を行われたい。</p> <p>【大阪あんしん賃貸支援事業利用促進事業 契約書】 (法令上の責任等) 第7条 受注者は、業務に従事する作業員（以下「作業員」という。）並びに第16条第1項に規定する業務責任者及び副業務責任者（以下「業務責任者等」という。）の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、（中略）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任を持って労務管理を行うものとする。 (以下略)</p> <p>【労働基準法】 (休憩) 第34条 使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。 (以下略)</p>	<p>本件について、受注者に対して事実関係の調査を実施したところ、本来休憩時間に充てるべき時間を、業務に従事させ、当該時間を労働時間に組み入れて賃金を支払っていた事実が確認できた。</p> <p>当該業務を本来休憩に充てるべき時間に従事させたことが、事業の遂行上やむを得ないものであったかは確認できなかったため、平成27年9月に、当該業務に係る賃金（3,600円）について、返還を求め、平成27年10月、受注者より返還された。</p>
内容	労働時間			休憩時間				過大労働時間	過大労働時間分の賃金																																												
		法定	実際																																																		
平成26年2月22日 作業員A(時給1,200円)	6.5時間	45分以上	30分	15分	300円																																																
平成26年2月22日 作業員B(時給1,200円)	6.5時間	45分以上	30分	15分	300円																																																
平成26年3月6日 作業員C(時給1,200円)	6.5時間	45分以上	0分	45分	900円																																																
平成26年3月20日 作業員C(時給1,200円)	6.5時間	45分以上	0分	45分	900円																																																
平成26年4月4日 作業員D(時給900円)	8.0時間	45分以上	30分	15分	225円																																																
平成26年11月7日 作業員E(時給1,300円)	7.0時間	45分以上	0分	45分	975円																																																
合計		270分以上	90分	180分	3,600円																																																

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、平成27年6月17日から同年7月3日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
警察本部 総務部 会計課	<p>ウイルス対策ソフトの購入（契約金額 3,695,922円）について、契約締結する前に納入が行われていた。</p> <p>また、検査日について、検査調書には平成27年3月19日と記載されていた。</p> <table border="1" data-bbox="448 678 1107 848"> <tr> <td>経費支出伺（決裁日）</td> <td>平成27年2月6日</td> </tr> <tr> <td>一般競争入札日</td> <td>平成27年3月9日</td> </tr> <tr> <td>納入日</td> <td>平成27年3月19日</td> </tr> <tr> <td>契約年月日</td> <td>平成27年3月23日</td> </tr> </table>	経費支出伺（決裁日）	平成27年2月6日	一般競争入札日	平成27年3月9日	納入日	平成27年3月19日	契約年月日	平成27年3月23日	<p>今後は支出手続を十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法】 （契約の履行の確保） 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 （契約書の作成） 第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。（以下略）</p> <p>【会計事務の手引】 支出の手続</p> 	<p>今回の指摘内容については、契約業者が契約前に納品してきたものである。検査についても契約締結後、契約書に基づき検査したものであるが、検査調書作成時に、検査日を納品日と誤って入力したものである。</p> <p>今後はこのような誤解を招くことのないよう、適正な事務処理に努める。</p>
経費支出伺（決裁日）	平成27年2月6日										
一般競争入札日	平成27年3月9日										
納入日	平成27年3月19日										
契約年月日	平成27年3月23日										

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年5月26日から同年7月17日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																						
教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課	<p>契約の当事者が、対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、対価の支払は、相手方が支払請求をした日から15日以内に行う必要があるが、支払遅延があった。</p> <table border="1" data-bbox="510 632 1567 831"> <thead> <tr> <th>契約内容</th> <th>契約金額</th> <th>請求年月日</th> <th>支払年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度看護師配置支援学校における応用研修委託</td> <td>98,820円</td> <td>平成26年8月29日</td> <td>平成26年9月16日</td> </tr> </tbody> </table> <p>委託契約書において、対価の支払の時期は、適法な請求書を受理した日から30日以内とあるが、支払遅延があった。</p> <table border="1" data-bbox="510 1083 1567 1283"> <thead> <tr> <th>契約内容</th> <th>契約金額</th> <th>請求年月日</th> <th>支払年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成26年度インクルーシブ教育システム構築モデル事業委託</td> <td>2,000,000円</td> <td>平成27年3月30日</td> <td>平成27年4月30日</td> </tr> <tr> <td>1,999,493円</td> <td>平成27年3月20日</td> <td>平成27年4月30日</td> </tr> <tr> <td>1,991,829円</td> <td>平成27年3月27日</td> <td>平成27年4月30日</td> </tr> </tbody> </table>	契約内容	契約金額	請求年月日	支払年月日	平成26年度看護師配置支援学校における応用研修委託	98,820円	平成26年8月29日	平成26年9月16日	契約内容	契約金額	請求年月日	支払年月日	平成26年度インクルーシブ教育システム構築モデル事業委託	2,000,000円	平成27年3月30日	平成27年4月30日	1,999,493円	平成27年3月20日	平成27年4月30日	1,991,829円	平成27年3月27日	平成27年4月30日	<p>財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】 (定をしなかった場合)</p> <p>第10条 政府契約の当事者が第4条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第1号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第2号の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第3号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣の決定する率をもって計算した金額と定めたものとみなす。</p> <p>【委託契約書（平成26年度インクルーシブ教育システム構築モデル事業）】 (委託費の支払及び経理)</p> <p>第14条 3 甲は、適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとする。甲は、同期間内に支払いを完了しない場合は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」に規定する責を負うものとする。</p> </div>	<p>平成27年10月26日に課内研修を行うなど、会計事務に従事する職員に事務処理のルール等について周知した。</p>
契約内容	契約金額	請求年月日	支払年月日																						
平成26年度看護師配置支援学校における応用研修委託	98,820円	平成26年8月29日	平成26年9月16日																						
契約内容	契約金額	請求年月日	支払年月日																						
平成26年度インクルーシブ教育システム構築モデル事業委託	2,000,000円	平成27年3月30日	平成27年4月30日																						
	1,999,493円	平成27年3月20日	平成27年4月30日																						
	1,991,829円	平成27年3月27日	平成27年4月30日																						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月24日から同年7月28日まで）